

一同作候在所者爲過料百姓壹人に付て鳥目百文づ、可出之事、

一同作候所々代官爲過錢五貫文出すべき事○中略

右條々堅所被仰出也仍下知如件

元和二年十月三日

安藤對馬守

土井大炊頭

酒井備後守

本多上野介

板倉伊賀守

〔梵舜日記〕元和四年六月十七日甲戌、又バコ賣者共伊州○板倉伊賀守ヨリ俄改數十人取搦雜色ニ申付奉行也

〔落穂集追加六〕多葉粉初りの事

問曰何れの御代の義に有之や、多葉粉を作る義諸國共に御法度被仰出御城内にては多葉粉を給る義御制禁堅被仰出と申觸る、は其通りの義にて有之や、答曰我等承り及候は、多葉粉御制禁の義は、台徳院様○徳川秀忠御代の義に有之由、多葉粉作り申間敷旨諸國へ被仰出を以て、向後御城内に於ては、多葉粉給る義、堅御法度被仰出る、由、其砌之義にも有之候哉、御城にて御番衆の湯呑所へ各々寄り集り、多葉粉を吞被居る、所へ、土井大炊頭殿御老中の節、ふと御越の義有之、何も驚天被致、手ん手に多葉粉道具を取りかくし候を、大炊頭殿見給ふに付、御番衆に、其御ふすまを立て被申候様にと御申、則著座有りて、只今何れもの吞れし物を、我等へも振舞れ候様にと御申され候へば、何れも迷惑被致、兎角の挨拶無く、赤面の體にて居られければ、達て所望に付、無是非袖の中より多葉粉入させる杯取り出して差上られければ、大炊頭殿被取て、二三ふくも御